


| | | |
|---|-------------------------|---|
|  | 2017年 3月19日 第759号 | JR東海労新幹線関西地方本部 http://www.geocities.jp/jrcu_kansai/ 発行責任者 小林 國博 編集責任者 島津 力 |
|---|-------------------------|---|

ブラック企業は、社員が知らない（文句を言わない）とたかをくくって、詭弁を並べ社員をごまかしてきます。私たちはこの詭弁にごまかされずにしっかり声を上げていかなければなりません。

会社は社員に休日と年休を与えなければならぬ！

【休日とは？】

- ・労働義務のない日です。つまりあらかじめ社員が請求や報告をしなくても休める日です。
- ・JR東海会社は社員に年間120日の休日（公休、特休）を与えなければなりません。

【休暇とは？】

- ・労働義務がある日ですが、社員が会社に必要な時季を請求することで労働義務が免除される日です。年次有給休暇（年休）がそれにあたります。
- ・JR東海会社は社員が請求する時季に年休を与えなければなりません。

会社の時季変更権の乱用は許されない！

【時季指定権とは？】

- ・労働者（社員）には、年休の使用時季を指定できる時季指定権があります。

【時季変更権とは？】

- ・使用者（会社）には、「労働者から請求された時季に年休を与えることが事業の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる」という時季変更権があります。

※使用者には年休を承認する権利はありません。承認する義務があるのです。

※使用者は労働者に対して「他の日にして下さい」と持ちかけることが出来るだけです。

※使用者が時季変更権を行使するためには、様々な規制（努力義務）があります。

しかしブラック企業は、社員に年休を取らせないための方便として「時季変更権」を乱用しているのが現状なのです。

※もし使用者が労働者に休日と年休を取ってもらうための努力義務を怠った場合どうなるのか！？ それは次号でお知らせいたします。

JR東海社員は社会人として胸を張れる行動をしなければなりません！